

事 務 連 絡
令和 6 年 6 月 4 日

各 位

東京労働局労働基準部健康課長
(契 印 省 略)

令和 6 年度「団体経由産業保健活動推進助成金」の活用について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、労働基準行政の推進につきまして格段のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、東京労働局におきましては、「第 1 4 次東京労働局労働災害防止計画」(計画期間：2023 年度～2027 年度)(以下、「1 4 次防」という。)を策定し、労働災害を防止するために官民一体となった取組を進めております。

1 4 次防の目標の中に、労働者の健康確保対策の推進として「メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を 2027 年までに 80%以上とする」、「必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を 2027 年までに 80%以上とする」というアウトプット指標を掲げています。

団体経由産業保健活動推進助成金は、中小企業や労働保険の特別加入者を支援する団体等が、傘下の中小企業等に対し、産業医や保健師等の専門職の他、産業保健サービスを提供する事業者と契約し、産業保健サービスを提供した際、その費用の一部を助成するものです。

貴団体におかれましても、加入者等の健康管理のため、団体経由産業保健活動推進助成金をご活用いただくようお願い申し上げます。

詳細は、別添のリーフレットのほか、必要に応じて、独立行政法人労働者健康安全機構のHPの本助成金の支給要領、手引き等をご参照ください。